

檀原市小学校通学区域検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 檀原市立小学校の通学区域の在り方を検討するため、檀原市小学校通学区域検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、檀原市立小学校の通学区域の在り方の基本的な考え方について調査・検討し、教育長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会代表者
- (3) 教育関係者
- (4) 公募により選ばれた市民
- (5) 関係行政機関の職員

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の総数の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の会議の議案は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務部学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月2日から実施する。

2 この要綱の実施の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

3 この要綱は、第2条の提言があった日限り、その効力を失う。